組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条 例

平成27年2月20日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、法律の規定に基づいて組合の機関の求めにより出頭した 証人、関係人等(組合議会の開いた公聴会に参加した者を含む。以下「証人 等」という。)の受ける実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

## (実費弁償)

- 第2条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。ただし、組合から給料 又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給し ない。
- 2 前項の旅費については、職員の旅費に関する条例(平成27年条例第34号) 中2級の職務にある者の例による。
- 3 第1項に規定するもののほか、証人等の要した経費は、その実費を弁償することができる。

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。